

つくばみらい市告示第20号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 12 月 24 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準(平成29年つくばみらい市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第42条を第43条とし、第34条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条の見出し中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同条中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に、「及び」を「、」に改め、「専用住宅」の次に「及び自己の業務の用に供する店舗等を併用する一戸建ての住宅」を加え、同条を第34条とし、第9条から第32条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(土地の区域の適用時期)

第9条 条例第4条第1項第7号で規定する土地の区域は、同条第4項又は第6条第2項で指定された区域のうち次の各号に掲げる区域ごとの指定の効力が生じるときから適用したものとみなす。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域は、同条例第46条の4第1項第2号の規定に基づき、出水による危険の著しい区域を指定し、同項第3号の規定により告示したとき。
- (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域は、同条同項に基づき、その区域を指定し、同条第3項により告示したとき。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、その区域を指定し、同条第3項により公示したとき。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域は、同条同項に基づき、その区域

を指定し、同条第5項により公示したとき。

(5) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深その他市長が定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域については、同法第14条第1項に基づき、その区域を指定し、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定による告示したとき。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。